

## 告 示

### 埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行った。

令和三年七月二十七日

埼玉県川越建築安全センター所長 大島 勝

第一号	指定番号
建築基準法 第四十二条 第一項第五号	指定に係る 道路の種類
令和三年七月十 九日	指定の年月日
埼玉県入間郡三芳町大字藤久保字富士塚百十四 番四十一	指定に係る道路の位置
二十一・三九	指定に係る 道路の延長 (単位メートル)
四・〇〇	指定に係る 道路の幅員 (単位メートル)